

建築物石綿含有建材調査者講習を受講しましょう

石綿(アスベスト)による健康障害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年(2005年)に石綿障害予防規則(石綿則)が制定され、これに基づく措置が事業者等に義務付けられています。

しかしながら、石綿則で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年(2020年)7月に石綿則が改正されました。

石綿則改正のポイント(抜粋)

建築物(個人宅含む)・工作物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

令和4年
4月1日
施行

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、電子システムで報告することが義務になります

◆報告が必要な工事 ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事
 - ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
 - ・ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
 - ・ 焼却設備
 - ・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
 - ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ・ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
 - ・ 変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ・ トンネルの天井板
 - ・ プラットホームの上屋、鉄道の駅の地下式構造部分の壁、天井板
 - ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務付けられます
(令和5年10月～)

詳しくは
裏面へ

建築物の事前調査を実施することができる者

- 建築物石綿含有建材調査者
- 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程について

国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）を定め、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきました。

一方で、厚生労働省や環境省では、「石綿障害予防規則」や「大気汚染防止法」に基づく建築物の解体などの前に実施する調査に際し、一定の知見を有する者が当該調査を行うよう、周知啓発を行ってきました。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であることから、2018年10月23日に、これまでの講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管の講習制度に関する告示を制定しました。

また、2020年の石綿障害予防規則等の改正に伴い、2020年7月1日に建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を改正しました。

群馬県内における建築物石綿含有建材調査者講習実施機関（令和3年10月1日現在）

建設業労働災害防止協会群馬県支部
<https://www.kensaibou-gunma.ne.jp/>



関連情報

石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
石綿則改正のポイントや講習会情報が掲載されています



厚生労働省 アスベスト（石綿）情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html



大切な命を守るためには、一刻の猶予もありません!!

解体・改修工事の対象となる建築物等の石綿の含有を調査する者の資格制度は、施行までに一定の猶予があります。

しかし、解体・改修工事の現場では常に石綿の飛散によるばく露の危険があります。

作業員や近隣の住民にとって、今回の規制は命に関わる喫緊の課題です。工事事業者の皆さんにはぜひそのことをご理解いただき、早めの対策実施をお願いします。



群馬労働局 労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>